

介護老人保健施設らくらく一色 (指定通所リハビリテーション事業所)運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人深見十全会が開設する介護老人保健施設らくらく一色（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定介護通所リハビリテーションの提供にあつては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあつては、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能維持回復を図り、もつて要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 介護老人保健施設らくらく一色
- (2) 所在地 愛知県西尾市一色町松木島丸山 54 番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 従業者

- 医師 1名以上
- 薬剤師 1名以上
- 管理栄養士 1名以上（常勤換算）
- 理学療法士又は作業療法士又は言語聴覚士 1名以上（常勤換算）
- 支援相談員 1名以上（常勤換算）
- 看護職員 1名以上（常勤換算）
- 介護職員 3名以上（常勤換算）

従業者は、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

- (3) 事務職員 1名以上
必要な事務を行う
- (4) 運転手 1名以上
利用者の送迎を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日、5月3日から5日及びお盆休み(8月13日から15日を基本とする連続した3日以内の休み)を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時25分から午後4時35分までとする。

(通所リハビリテーションの利用定員)

第6条 指定通所リハビリテーションの利用定員は、1単位40名とする。

(通所リハビリテーションの内容及び利用料等)

第7条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの内容は次のとおりとし、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬の告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- (1) 機能訓練(集団、個別)
- (2) 入浴(一般入浴、特別浴)
- (3) 食事の提供
- (4) 健康チェック
- (5) 送迎
- (6) 口腔機能向上
- (7) 栄養マネジメント
- (8) リハビリマネジメント(介護給付)
- (9) 運動器機能向上(介護予防)

2 利用者の希望によりサービス提供時間を超えて行った通所リハビリテーションの費用は、550円/30分を徴収する。

3 食費は、昼食837円を徴収する。

4 おむつ代は、実費(通常おむつ180円、フラットおむつ60円、尿とりパット50円)を徴収する。

5 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、

日用品費 198円/1日

娯楽教養費 55円/1日

を徴収する。尚、個別レク材料費及び年間行事参加費は実費徴収する。

6 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の実施地域は、西尾市内(離島は除く)とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するように指示を行う。

- (1) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- (2) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- (3) 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(その他運営についての留意事項)

第11条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3カ月以内
- (2) 継続研修 年1回
- (3) 基礎勉強会 月1回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人深見十全会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(身体拘束等)

第12条 事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(褥瘡対策等)

第13条 事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第14条 事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、事業所は利用者に対し必要な措置を行う。

2 事業所医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

(衛生管理)

第15条 事業所において感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

(虐待の防止のための措置)

第16条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を利用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施すること。

(4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと

附 則

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

この規程は、令和6年10月1日から一部改定する。

介護老人保健施設らくらく一色（指定通所リハビリテーション事業所）
運営規程の新旧対照表

新	旧
<p>（営業日及び営業時間） 第 5 条 事業所の営業時日及び営業時間は、次のとおりとする。</p> <p>（1）営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、<u>12月31日から1月3日、5月3日から5日</u>及びお盆休み（8月13日から15日を基本とする連続した3日以内の休み）を除く。</p> <p>（2）から（3）略 以下余白</p>	<p>（営業日及び営業時間） 第 5 条 事業所の営業時日及び営業時間は、次のとおりとする。</p> <p>（1）営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、<u>国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月31日から1月3日まで</u>及びお盆休み（8月13日から15日を基本とする連続した3日以内の休み）を除く。</p> <p>（2）から（3）略 以下余白</p>